

毛利敬親の歌集『露山集』覚書

—— 成立の問題と歌から窺われる敬親のまなざし ——

小野美典

キーワード：嵯峨実愛、上山清也、露山堂、尊皇攘夷

一 はじめに

毛利敬親は、萩藩第十三代藩主である。文政二年（一八一九）二月十日に生まれ、明治四年（一八七一）三月二十八日に没した。天保八年（一八三七）に家督を受け継いで以降、本藩が歴史の表舞台に立ち続けたことは贅言を要しまい。多忙を極めたであろう敬親だが、折に触れて歌を詠んだ。そうして詠まれた和歌三十首が、『露山集』と題して上梓された。

稿者は先にこの『露山集』の注釈を試みた^①。本歌集に注釈を施すことの意味と目的は旧稿で詳述したが、近年、歴史研究の分野から再検討がなされている毛利敬親という藩主の人物像^②を考ええる上で、本歌集が好個の資料となり得る旨を強調した。加えて、歌集内の歌には歴史的な事件に際しての詠作もあり、敬親のその折々の心境を知る手掛かりとしても重要である旨も述べ、それらに光を当てることに主眼を置いて注釈をおこなった。しかし、個々の歌を通しての敬親像は臆げに窺われるものの、全体を通しての普遍的な

敬親像に言及することは出来なかった。また、『露山集』の成立の時期など、基本的な問題にも触れ得ていない。

そこで本稿では、旧稿で扱わなかった成立・類似本文（諸本とは敢えて呼ばない）等の問題について少しく検討したい。更には、歌集全体を通じて看取し得る敬親詠の特質についてもまとめてみたい。

二 『露山集』と茶室「露山堂」

『露山集』という名前は、敬親の愛用した茶室「露山堂」の名に由来する。

露山堂に関しては、明治時代に露山堂を含めた庭園「香山園」を管理していた日野政治の文章^③、その歴史並びに敬親顕彰の露山堂茶会の歴史をも詳細に記した白杵華臣の著書^④、建築学からの丹羽博亨の言及^⑤などがある。近年、上符達紀が露山堂移築保存の背後に見られる敬親の顕彰、ひいては維新の顕彰の実態を明らかにしている^⑥。それらに依りながら、簡単にまとめる。

文久三年（一八六三）、萩藩は藩庁を海防面に不安がある萩から防長両国のほぼ中央に位置する山口盆地へと移転させる計画を立て

る。攘夷決行に先立っての所謂「山口移鎮」である。同年四月十六日に敬親は山口の中河原の御茶屋に入り、その一部を政事堂として政務を執り、六月三日には山口永住を藩内に通達した。翌元治元年（二八六四）、現在の山口県庁近辺を中心にして建物の新築整備を企図し、同年十月十六日に竣工を見た。

この時、構内西側の小山の傍らに設けた茶室が露山堂である。小山は市郎右衛門という農民が数十年來所持し、市郎山と呼ばれていた。敬親は山の形状が一滴の露珠に似ていることと「市郎／＼露」の音の近似から山の名を「一露山」と改め、茶室を「露山堂」と命名した。さらに正親町三条実愛に懇望して「露山堂」の三字を記した扁額を揮毫してもらった。当時、藩侯に拝謁するには格式が決まっており、小臣・無位無官の者が藩侯に直言するなど不可能に近かったため、露山堂での茶事にことよせて、貴賤上下貧富を問わずに招き入れ、国事についての率直な意見を聞いたという。敬親公の人格を窺わせる逸事である。

さて、露山堂の歴史をいささか詳細過ぎるほど追いかけたが、実愛書の「露山堂」扁額は、『露山集』成立を考える上で、とても重要である。五章で改めて考察したい。

三 『露山集』の成立

『露山集』の成立の詳細は不明である。その翻刻をおこなった田中助一は次のように解題に記した。

敬親の没後遺詠を集めて「露山集」という歌集が刊行せられて
いる。縦一八・五糎、横一二・五糎の大きさで、二つ折奉書十

丁]から成っている小冊子であり、巻頭に前大納言正二位正親町三条実愛（後の侯爵嵯峨実愛）揮毫の題字「露山」がか、けてある。そして三十首の和歌が採録してある⁷⁾。

田中が一重傍線で指摘する通り、稿者も『露山集』は敬親没後にその遺徳を偲ぶ人物もしくは集団によって編まれた他撰遺稿歌集と推測する。次掲の書誌・体裁から考えて、恐らくは配り本（施印本）と思われるが、詳細な成立過程は不明である。ただ若干の手掛かりもあり、それらをもとに成立に関して考察し、詳細は外部徴証などの新資料の発見に俟ちたい。

まず、山口県立山口図書館所蔵の『露山集』⁸⁾の書誌を簡単に記す。

(1) 寸法、縦一八・八糎×横一二・八糎。

(2) 表紙は白色の奉書紙。中央上段に直接刷った（印か）表紙題「露山集」。表紙下部に薄紅色の草花の空押し文様。裏表紙上部に薄緑色の草花の空押し文様

(3) 題字「露山」が一丁（丁付けナシ）。一丁才右肩に「対青山依緑水」の長方印の模刻、中央に「露」、一丁ウには中央に「山」、二丁才右側に「正二位藤原実愛」、同左側上段に「藤原実愛」印（陰刻）、同左側下段に「子親」印（陽刻）。二丁ウは白紙。

(4) 本文は全六丁（行数八行）。(3)の題字部分と共に料紙は奉書紙（前掲田中著書引用部分の二重傍線参照）⁹⁾。匡郭は四周単辺、匡郭外の左下に喉丁付け（漢数字のみ）。

(5) 本文一丁才に巻首題「露山集」、その下部に「前権大納言従二位大江朝臣敬親」

(6)序跋、奥書、刊記などはなし。

このうち、(6)の形式は配り本を想定させる。また、(2)の表裏の両表紙に紅緑の草花模様を型押し、(4)の本文料紙に奉書紙を用いた点なども注目される。

さて、『露山集』成立に関しては、(3)の正親町三条(嵯峨)実愛の題字、(5)の敬親の位官がそれぞれ問題となる。

四 「前権大納言従二位大江朝臣敬親」について

『露山集』巻首題下部の作者名「前権大納言従二位大江朝臣敬親」は、成立年代確定の手掛かりとなる。明治元年(一八六八)以降の敬親の官職・位階は左記の通りである。

元年9月18日：従三位に叙せられ、左近衛権中将、参議

2年6月2日：従二位、権大納言

2年6月4日：家督を元徳に譲り隠居

3年6月7日：麝香間祇候

4年3月28日：山口の新御屋形で薨去

4年4月29日：贈従一位

6年9月25日：豊栄神社境内別殿に忠正神社として配祀

9年10月27日：忠正神社を野田神社と改称

34年5月16日：贈正一位

右を一瞥すれば分かるが、敬親を「前権大納言従二位」と表記し得るのは、明治二年六月四日に元徳に家督を譲って以降、従一位が追贈される明治四年四月二十九日までの間である。加えて、該本が配り本となると敬親没後の計画となり、敬親薨去の三月二十八日か

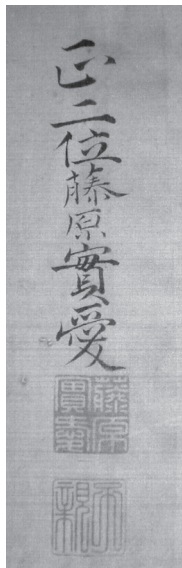
ら四月二十九日までのほぼ一か月間に完成させたということになる(この年には閏月はなく、三月は小の月で二十九日が晦日である)。

敬親を慕う人物が、敬親存命中からその詠を手もとに控えていたとしても、題字を書いた嵯峨実愛は、敬親の葬儀には参列していない。しかもこの時期、実愛は東京に移住している。東京の実愛に題字を依頼し、且つ受け取って版に組み込むのは、日教的に無理ではないがなかなか困難なことであろう。その辺りをどのように考えるべきか。

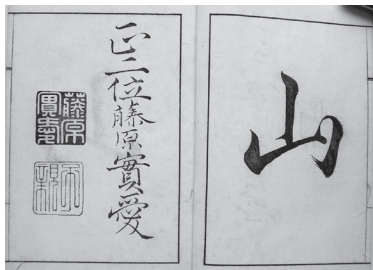
五 『露山集』の実愛の題字

二章で茶室「露山堂」について概要を見たが、そこで述べた通り、敬親は正親町三条実愛に「露山堂」の扁額を懇望していた。その扁額は現在も露山堂の広間の長押の上に掛けられている。

次掲の「写真B」露山堂の扁額がそれである。また、「写真A」『露山集』の題字部分に一丁オから二丁オまでを一括して掲載した。

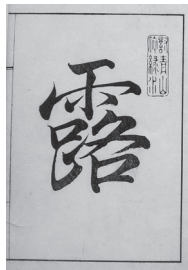


【写真C】Bの署名部分



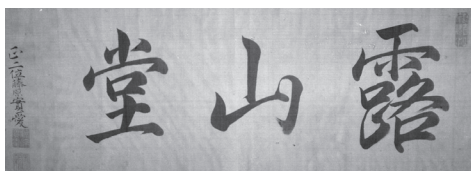
【写真A-2】

『露山集』の題字部分2



【写真A-1】

『露山集』の題字部分1



【写真B】露山堂の扁額

見ればわかる通り、【写真A】の「露山」は【写真B】をそのまま模刻したと考えてよからう。写真では見にくいのが、関防印・実愛の署名・陰陽の刻印も模刻されている（写真Aの三つの印は全て墨印、写真B・Cは朱印）。また、署名「正二位藤原実愛」に関しても興味深い事実が存する。

正親町三条実愛は、『嵯峨実愛日記』（原題・続愚林記）^①を残しているが、元治元年（一八六四）七月一日から始まっており、露山堂竣工とその扁額の記事は日記には見当たらない。注10の吉田常吉に依る解題と『千代の古道』^②によって、本稿に関係する実愛の略歴を纏めると、以下ようになる。

正親町三条実愛は、文政三年（一八二二）十二月五日生まれ、明治四十二年（一九〇九）十月二十日没。明治元年（一八六八）の東京遷都に伴って同年十二月に東京移住、明治三年十二月二十三日に姓を嵯峨と改める。明治二十一年（一八八八）に従一位（極位）。実愛の五女保姫は明治三年に毛利敬親の養女となり、同年閏十月二十七日に長府藩第十四代（最後）の藩主毛利元敏^{もろとも}に嫁した。長府藩は萩藩（長州藩）の支藩で、現在の下関近辺を領有していた。

実愛は明治元年十二月の東京移住後、刑法官知事、刑部卿などを歴任。敬親が薨じた時には大納言である。日記によると、敬親の危篤薨去の報が実愛に齎されたのは明治四年四月十一日で、十五日夕刻に東京の山口藩邸に実愛自身が弔問に出かけている。十八日には鏡餅・神酒のための供物料が用意された。ただし、この間、敬親の遺稿歌集の件は記されない。

ところで、実愛の位階には注意を要する。嘉永五年（一八五二）

正月に從二位、安政二年（一八五五）正月には正二位に昇叙、明治二十一年には極位の從一位に昇進。前章で考察したように、『露山集』が明治四年三月二十八日の敬親没後の一か月ほどの間に完成したのであれば、実愛の位階は「正二位」と書かれている点で正しそ
うに見えるが、実は問題がある。

実愛の日記を閲すると、明治三年十月十五日に次のような文書を弁官に提出している¹²⁾。

不肖^者正二位ノ高位ニ昇リ一省ノ長官ニ進候段過分之至兼而深
恐懼ヲ抱候上今般大納言拝任ヲ蒙リ官位俱ニ高貴ヲ極候段昔日
ニ倍シ実以惶惧之到奉存候何卒正二位位記返上大納言相当從二
位ニ逆退之儀奉懇願候依請蒙 天許度伏而奉冀候此段宜預御沙
汰候也

庚午十月十五日

実愛

弁官御中

実愛は正二位で刑部卿にまでなっていたが、傍線に見られるように大納言拝命を機に相應の從二位への逆退叙（降階）を願ひ出た。五日後の二十日には大弁（坊城俊政）から文書が到来し、願ひが聞き入れられた旨を日記に記す。ちなみに『百官履歴』に依ると、実愛の逆退叙は十月二十日であり、特旨をもって正二位に復したの
は明治十一年十二月二十九日である¹³⁾。よって、実愛の位階は以下のように変わる。

嘉永5年（一八五二）正月：從二位に昇叙

安政2年（一八五五）正月：正二位に昇叙

明治3年（一八七〇）10月15日：從二位に逆退叙

明治11年（一八七八）12月29日：正二位に昇叙

明治21年（一八八八）1月20日：從一位に昇叙

敬親が没した明治四年三月二十八日には、実愛は從二位であつた¹⁴⁾。もし、『露山集』冒頭の「露山」なる題字が敬親没後に実愛に依頼されていたならば、正しい位階「從二位」と書かれたであらう。さにあらず、「正二位」とされている事実、かつ、先に掲出した写真の文字の近似から、露山堂の扁額を流用して題字となし、非常に短期間のうちに歌集が上梓されたと考えてよいのではないか。而して、敬親に從一位が追贈される同年四月二十九日頃にはほぼ刷り上がっていたと思われるのである。追贈は故人となつた敬親にとつて榮譽であり、版木に埋め木をしてでも改刻すると思われるからである。

六 『毛利敬親公詠草』『上山氏所藏忠正公御詠草』と『露山集』

山口県文書館に、『毛利敬親公詠草』『上山氏所藏忠正公御詠草』という二種類の敬親歌集が蔵される。ともに、『露山集』と同一歌を同歌数（三十首）掲載する。『露山集』の成立を考える上で若干の手掛かりを与えてくれるので、ここに紹介する。

〔甲〕『毛利敬親公詠草』

請求番号は「県史編纂所史料・五一七」。表紙左肩に「毛利敬親公詠草」。全六丁。一丁オの中央に内題「詠草」、左下に「前権大納言從二位大江朝臣敬親」。一丁ウ白紙。二丁オに巻首題・作者名（一丁オと同一）続けて、和歌本文が六丁ウまで。原本を墨筆で書写したのち、墨筆で校正を施す。本文は版本『露山集』と同一（ただし、

漢字・仮名の異同あり)。

六丁ウに書写奥書があり、朱筆で「右抛山口市鴻嶺神社所蔵本今
贍写校合畢／昭和十四年二月 山口県史編纂所」と書かれる。昭和
に入つてからの写本であり、格段取り上げるほどでもなからうが、
傍線「鴻嶺神社所蔵本」は現存の版本とは異なるものと思われる。
もし現存版本と同一のものならば、県史編纂所がわざわざ書写する
必要もなかったであろう。もしかして、版本のもととなった本文を
有する写本が鴻嶺神社（現在の山口大神宮）に存在した可能性もあ
る。それを示す点でこの奥書は注目すべきと考えるが、それ以上の
ことは不明である。鴻嶺神社所蔵本についても未詳である。

〔乙〕『上山氏所蔵忠正公御詠草』

『上山氏所蔵忠正公御詠草』（以下『詠草』と略）の請求番号は、
『毛利家文庫・四・忠正公・二二六』。『露山集』同一歌を三十首筆
写するが、朱筆と墨筆の二種類の訂正の跡がある。朱筆での訂正本
文を更に墨筆が訂正している箇所がいくつかあるので、「朱筆、次
いで墨筆」の順で本文の推敲・校正がなされたと思しい。校正の跡
をそのまま掲載することは難しいので、「A…『露山集』掲載歌、B…
『詠草』の和歌本文、C…『詠草』の朱筆校正で完成した歌、D…『詠
草』の朱筆をさらに墨筆校正で完成させた歌」として、以下に二首
を掲出する。Cの二重線はBと異同のある部分（つまり訂正された
部分）、Dの波線はCと異同のある部分（朱筆のCを更に墨筆で訂
正した部分）である。

【1番歌】春たちけるあした

A 高き屋に千さとをかけてなかわれはきのふにかはるはつかすみか
な

B 高き屋に千里をかけて詠むれは昨日にかはる初霞かな

C 高き屋にのほりてをちを詠むれは昨日にかはる初霞かな

D 高き屋にのほりてとほく詠むれは昨日にかはる初霞かな

【12番歌】弓

A 君か世のつきぬためしとあつさ弓はるはやしに波風もなし

B 君か世のつきぬ例とあつさ弓はるはやしに波風もなし

C つき弓のつきぬしと君が代のはるはやしに波風もなし

D つき弓のつきぬしとわか国のやしまの春は波風もなし

『露山集』掲載歌（A）と『詠草』掲載歌（B）との間には漢字・
仮名の違いはあつても本文の異同は見られない。これは三十首全
に言える。従つて『詠草』は、まず『露山集』掲載歌を書写し、そ
れを朱筆で推敲して更に墨筆でも再考したもののである。ただ
し、朱筆の推敲者は配り本としての故実や和歌の慣例に詳しくな
かつたようで、28番歌「おもかけのむかへは見ゆる月やさむかし
をうつすか、みなるらん」の歌題「秋懐旧」を長文歌題「とほつお
や常栄公の三百年忌に秋懐旧といふことを」に改めたところ、墨筆
の再考者から細字で「もし朝廷へ御出し成らは常栄公など、は御書
なざるましく（中略）忠正公などは私諡ゆゑ外へも申ましき事」と
注意書きが付される。よつて、推敲・訂正を施している朱筆と墨筆
は別人ということになる。

この上山氏蔵『詠草』が、いづころ何のために書写され朱墨二筆
での推敲がなされたのか分からない。『露山集』の歌本文と漢字・
仮名の異同はあるにせよ、同一歌である点からして『露山集』の上
板過程でよりよい本文の完成を目指して推敲していたが、『露山集』
本文としては採用されずに残ったのかもしれない。あるいは、『露

『山集』上梓後に何らかの必要性があつて、更なる本文校訂を目指したのかもしれない。ただ、右に見た28番歌への墨筆の書き入れからすると、天覧には供していない段階と想定され、『露山集』上板途中での副産物の可能性がやや高いか。素性の判然としない『詠草』であるが、『露山集』の成立を考える上では興味深い写本と言えよう。

なお、該本は「上山氏所蔵」と題名に記されるが、この「上山氏」なる人物を確定する手掛かりはない。山口県文書館使用の表紙中央に「上山氏所蔵忠正公御詠草」と直書きされ、一丁才の内題「詠草」の下に「上山氏蔵書」の角印（朱印）が押されるだけで、奥書などはない。

ただし、稿者はこの「上山氏」とは、露山堂の移築保存に尽力した上山清也の一族のことではないかと推測する。あくまで推測の域を出ないが、『詠草』の成立にも上山清也が何らかの形で関与したのではないか。

上山清也は、もと萩藩の大組を務めた北条氏の一族（代々「瀬兵衛」を名乗る者が多い）で、八代北条瀬兵衛氏輔の弟にあたる福原八郎右衛門延世の次男である。前名は縫殿泰徳（ぬい）と言ひ、維新前後には国事に奔走したという¹⁵⁾。明治二十六年九月には豊栄神社宮司、野田神社祠掌を兼務したと記録に残る¹⁶⁾。豊栄神社は毛利元就、野田神社は毛利敬親を各々祀る。上山清也自身が維新の大業に身を投じていた関係から、ひよっとして露山堂茶室で敬親と一碗の茶を喫していたかも知れない。注4・注5の論考に依ると、露山堂は敬親の没後、国学者・歌人の近藤芳樹の所有となつて中河原の芳樹宅傍らに移築された。しかし、明治八年に芳樹が宮内省出仕を命

じられて上京すると、上領暢朗なる人物の所有となつた。明治二十二年頃、露山堂が個人の所有のまま朽ち果てることを懸念した関係者らによつて、上領から露山堂を購入し、敬親の墓所のある香山公園に移築して遺芳を後世に伝えることが企図された。松陰門の萩藩士で維新後に中央で地歩を固めつゝあつた品川弥二郎が同年山口を訪問した際にこの話題を耳にして賛同し、後日四百円を寄付している。

この露山堂移築計画推進の中枢にあつたのが上山清也であり、注6の上符論文では、当時の所有者上領暢朗が床柱・床框・地袋などを所望する中、上山が完全な形で露山堂移築の重要性を認識していたことを、品川弥二郎宛上山書簡をもとに考察している。なお、上山清也は「かつて長く敬親の側近を勤め、その薨去後は墓所に仕え、香山園を管理していた」¹⁷⁾という。敬親を祀る野田神社の祠掌を務めたという事実も考え合わせると、上山の敬親への尊崇の念と顕彰の思いは並々ならぬものがあつたであろう。その上山清也が、『露山集』の編纂・上板の過程において、何らかの形で関与し、この『上山氏所蔵忠正公御詠草』が成つた（遣つた）可能性は低くはあるまい。

七 敬親歌の特質

最後に、『露山集』の歌から窺われる敬親歌の特質について考察する。

先学の中では御菌生翁甫が『露山集』について、「全篇きわめてのんびりした歌調で、安政四年海防のことを監して防長二州の南海

岸を巡視せられたところの三首の歌さえも、和やかな気分が漂っていることが、かえって勤王の倡首をなした公の歌集として異彩を放つのである」¹⁸と指摘した。稿者もこれに左袒したい。御蘭生の指摘した三首は以下の通り¹⁹。

安政四年弥生ばかり海防のことにつきて南の浦々ども見
んとてへめぐらひける折、佐野の手向けにて

6 周防なる佐野の手向けを来て見れば聞きしにまさる眺めなり

けり

7 不知火の筑紫路かけてうち霞む佐野の手向けの春ののどけさ
同じ折、豊浦の郡杉が谷といふ所にて

8 豊浦なる硯の海の雨晴れて文字の関路の薄墨に見ゆ

詞書傍線の「安政四年弥生」「海防」が時と状況を明示する。嘉永六年（一八五三）六月のペリー来航、翌安政元年（一八五四）の日米和親条約締結以降、安政の五か国条約が結ばれ、各藩の外国船舶に対する沿岸警備は重要な課題であった。船舶交通の要衝関門海峡に面し、三方を海に囲まれた萩本藩と支藩は海防問題に神経質にならざるを得ない。幕府の大船建造禁令の解除を受けて、萩藩は大規模建造を進め、安政三年十二月には最初の洋式軍艦丙辰丸の進水式挙行、同四年五月に萩沖の海上で操船訓練を実施した²⁰。

そうした緊迫した情勢下、敬親は沿岸警備の視察を目的とした領内巡検（安政四年三月一日～六月二十四日）を実施する。6・7番歌は西国街道屈指の眺望を誇る佐野峠での休憩中の作。8番歌は関門海峡の最も狭い部分を見降ろす山中の杉が谷からの詠。特に後者は軍事上の要衝である。しかし、歌中ではそれらに全く触れない。旧稿の7番歌〈解説〉を一部再掲する。

7番歌は鷹揚さが感じられ王者の風格が漂う。敬親の泰然として温和人柄が滲み出ている。結句の「のどけさ」という語の雰囲気や歌全体を包み込み、「の」の多用ものんびりとした調子を醸し出す。緊迫した世情の中、実戦的な訓練も伴った領内巡視。家臣・陪臣・諸兵たちは精神的に緊張の連続であっただろう。そうした中でトップに立つ藩主が、張りつめた弦のような緊張感みなぎる歌を詠んだならばいかがであろうか。野立場で茶を一服吸って、のどかな春を楽しむつもりとした歌を詠む主君。悠然と構えた主君の姿とその詠歌に、従う者たちは感服したことと思われる。

ペリー来航以降の幕末期、萩藩内では攘夷の嵐が吹きすさび、あわせて国粹排外思想も跋扈した。吉田松陰は嘉永六年十二月三日の兄梅太郎宛書簡に次の自詠二首を記す²¹。

亜墨奴が欧羅を約し来たるとも備のあらは何か恐れん
備とは艦と礮との謂ならず吾が敷島の大和魂

高杉晋作と並んで松下村塾の双壁と呼ばれた俊才久坂玄瑞は、『江月斎遺集』²²の附録歌集で、

ちはやぶる神の御剣振り起こし醜の蝦夷をきり島の山「こと
にふれて詠める歌ども」

いざや子ら剣研ぎ佩け梓弓鞞取り負ひて都に行かん「思ふことありて詠める」

などといった歌を残している。

敬親とはば同時代を生きた徳山藩第八代藩主毛利広鎮（その息が敬親の養子となって萩藩十四代元徳になる）も歌集『類題玉函集』の中で、

249 垂乳根に受けしこの身は惜しけれど君がためには捨てざらめ
やは「赤心報国」

296 文字のこと横走りして書き蝦夷豊葦原を仰ぎ来にけり「夷人
来朝」

といった歌を残した。幕末の四賢侯と呼ばれた松平春嶽（慶永）も、
安政の大獄で死刑に処された藩士橋本左内の記念碑を建てた頃、

皇国のために尽しし功は千代に尽させじこれの石碑「小塚原な
る橋本綱紀の記念碑落成しける頃、弟橋本綱常が芝紅葉館にて
申告祭しける折」

と詠み、雑の部では、

朝に日に高き卑しきおしなべて国のためにと身を尽くしてよ

【愛国】

と詠じている。

松陰・玄瑞らの師弟はさるものながら、支藩徳山藩主や福井藩主
春嶽の詠作らと比べても、『露山集』の前掲6〜8番歌の（緊迫し
た時の中に在つての）泰然自若とした鷹揚な詠みぶりは際立ってい
る。先に掲出した拙稿で、「トップに立つ藩主が、張りつめた弦の
ような緊張感みなぎる歌を詠んだならばいかかであるるか（傍線）」
と述べたが、『露山集』三十首はもちろんのこと、それ以外の敬親
詠の中にも、右掲の松陰以下の歌に顕著な、勤皇を鼓舞し攘夷を率
先して推進しようとする歌は一首も見られない。まさに、いか
なる時と場合であれ、悠然として鷹揚な歌を詠じている点を敬親詠
第一の特質と見たい。

第二の特質として「弱きものへまなざし」が挙げられる。

【露山集】全三十首中に詞書きを含めて、人物を指し示す固有な名

詞は一切見られない。辛うじて「君が世（代）」（12、13番歌）の「君」
が天皇を指し、「亡き人」（18番歌）が詞書と歌意から大内義隆を指
すことがわかる程度である。「心あるじ」（5番）が敬親と家臣を招
待した主人を暗示するが、判然としない。至尊・貴顕を詠むのはこ
の程度である。

しかし、名もない農民、市井の民草を題材として詠む歌は多い。
22番からの五首は「人々雪の歌詠めるを見て」題だが、ここで取り
上げられ、歌中に詠まれるのは「賤の女」「舟人」「鄙人」といつた
語である。

題材だけではない。

27 隅田川渡し守る身は辛からん蓑を担げの雪おろしにて「雪の

頃河原にて」

右は、隅田川の渡し守を詠むが、担いだ蓑に雪が吹き付けてそれ
を払いつつ仕事に従事するのを「さぞかし辛いであろう」と詠む。
そこには敬親の思いやりとともに優しいまなざしが看取できる。

11 村雨よなどは降るぞ秋の田の刈り干す暇もあらじと思ふを

【村雨】

右の歌中には、「人」は文字としては登場しない。しかし、傍線
「（秋の田を）刈って干す」主語は農民たちである。寂蓮の「村雨の
露もまだひぬ真木の葉に霧立ちのほる秋の夕暮れ」（新古今・秋下）
を挙げるまでもなく、村雨は秋の景物として歌人たちに好んで詠ま
れてきた。伝統的な美の世界の景物とされた「村雨」を、敬親歌は
稲刈り・稲木干しという農業の邪魔になるものとして否定的に捉え
る。領民（農民）の苦勞を知っているからこそその詠みぶりである。
こうしたまなざしは、人に注がれるだけではない。

3 春深み折る人もなき早蕨は棘の下に朽ちや果てなん「早蕨」
春が深まったために採る人もいない早蕨が棘（茨や茅などが繁茂して冬に枯れたもの）の下で、ほども（伸びすぎて使い物にならない蕨）となって朽ち果てることを詠む。「なほざりに焼き捨てし野の早蕨は折る人なくてほどもやなる」（山家集・春・一六一）に似るが、西行詠が適当に火をつけて焼野にした下から萌え出た早蕨がほどもとなって繁つているのを詠むのに対して、敬親詠は、春が深まって他にも山野草が茂る中、誰にも摘み取れないままほどもとなって朽ち果てることを詠む。忘れ去られ見捨てられたものへの温かいまなざしである²⁶⁾。

ただし、あえて一言加える。賤の女（大原女）や船頭、あるいは農民など、弱き者への優しいまなざしを窺わせる歌は、何も敬親に限ったことではない。先にあげた松平春嶽の『春嶽遺稿』を閲しても、以下のような歌は数多く見られる。

A 秋の田の実りいかにと思ふかな野分の風の吹くにつけても
「九月十五日、野分の風激しう吹きけるに」

B 数々の宝は宝ならずして宝すなはち国の民草「民」

C 愚かなる我が身なれども朝夕に民安かれと祈るばかりぞ「述懐」

しかし、A「秋の田」歌が、春嶽自身が「実りをいかにと思う」と率直な吐露であるのに対して、先の11番の敬親歌などは、「刈り干す」という動詞を使うことで、その主語である農民を歌の中に現出せしめ、「刈り干す暇もあらじと思ふを」からは、「さぞかし領民たちも困っていることであろうなあ」という領民への思いが読み取れる。B・Cも非常に直截的に民の平安を祈念する。が、『露山集』

の中には、少なくとも春嶽詠のような赤裸々な思いの表白は見られない。弱き者に寄り添いながら同じ目線の高さで相手を思いやる、優しいまなざしである。ここに敬親詠の第二の特質を見いだすことができよう。

八 おわりに

以上、本稿で考察した内容をまとめる。

『露山集』は、毛利敬親没後にその遺徳を偲ぶ人物・集団によって編まれた他撰遺稿歌集と思われる。書名は、敬親が山口移鎮後に茶事にことよせて貴賤上下から広く国事に関する意見を聞いた茶室、露山堂に由来する。

成立は、外部徴証がないため判然とはしないが、歌集内部で敬親を「前権大納言従二位」と表記している点、且つ、敬親没後の配り本と思される点から、敬親薨去の明治四年三月二十八日から従一位が追贈される四月二十九日まで間に上梓されたと思われる。

『露山集』には、嵯峨実愛の書「露山」が題字として配されるが、これは露山堂内に掲げられた扁額の書を模刻して流用したものであった。文久三年（一八六三）の山口移鎮をきっかけに、山口に藩庁を整備した際に露山堂を建て、その扁額を実愛に懇望していた。この時、実愛は正二位であり、そのように記している。ところが、敬親が没した明治四年三月二十八日には、実愛は逆退叙（降階）により従二位となっていた。『露山集』冒頭の題字「露山」に「正二位」と記されている点からも、露山堂の扁額の文字を流用して短期間で歌集が上梓されたことが裏付けできた。

山口県文書館蔵『毛利敬親公詠草』『上山氏所蔵忠正公御詠草』は、『露山集』と同一歌を収載するが、前者は現存版本の『露山集』とは別な（あるいは稿本か）本文が鴻嶺神社に存した可能性を窺わせる。後者は露山堂移築計画推進の中核として働いた上山清也が何らかの形で関与をしたと思われる。また、現存『露山集』本文を推敲・改訂する動きがあったことも窺わせる。

敬親詠の特質を二つ挙げた。一つは、尊皇攘夷の嵐の吹きすさぶ中、いかなる時と場合であれ、敬親は泰然自若とした鷹揚な歌を詠んでいるということ。もう一つは、農民・船頭などの弱き者を歌に詠むことも多く、その歌からは、か弱き対象に寄り添いながら同じ目線の高さ立って相手を思いやる、優しいまなざしが窺われるということである。

敬親がその歌の中で、攘夷を鼓舞する歌を詠まなかつた点、か弱き市井の民草の心中を思いやって彼らに温かいまなざしを向けた点、決して敬親がひ弱で魯鈍な「そうせい侯」であつたからではあるまい。沈思黙考しその英邁さを内に秘めた藩主であつたと、その詠作が語っている。

〔注〕

1 小野美典『毛利敬親歌集』『露山集』注釈稿（日本大学法学部『桜文論叢』一〇八巻、令和5年9月）。以下「旧稿」と呼ぶ。

2 作家の司馬遼太郎が『峠』や『世に棲む日日』の中で、敬親が藩士たちから「そうせい侯（公）」と陰口を叩かれる、と描写する。加えて、司馬の作品を原拠としたテレビドラマなどにより、定見を持たない愚鈍な「そうせい公」という人物像が定着してし

まった。これらフィクションが描く敬親の虚像から離れ、その実像に迫る研究が近年なされている旨も旧稿で述べた。

3 日野政治「露山堂の略記」〔防長史談会雑誌〕二五号、明治44年11月

4 白杵華臣「露山堂略史」〔露山堂茶会、昭和50年2月〕

5 丹羽博亨「秋の茶室（2）」〔広島工業大学研究紀要〕八巻二号、昭和48年11月

6 上符達紀「明治期山口県における「維新」の顕彰―甲子殉難士―の東光寺改葬事業と「露山堂」移築保存事業を中心に」〔山口県史編さん室編『山口県史研究』二七号、平成31年3月〕

7 田中助一「毛利敬親と茶道」〔史都萩を愛する会、昭和46年2月〕。傍線は小野（以下同断）。

8 請求記号はY九一・一/D六。なお、該本の本文一丁上段には山口県立山口図書館の朱印が押され、下段には「明治三十九年十月二十日河内才三寄贈」と書かれた紙片が綴じ込まれている。

9 田中は全十丁とするが、表紙・題字を含めた丁数か。

10 日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』一〜三（東京大学出版会の昭和47年1〜2月復刻版に依る）。

11 実愛九十一歳の賀に際しての歌集『千代の古道』（小杉楯郵編・刊、明治40年7月）。この冒頭に「従一位勲一等嵯峨実愛略歴」が録される。

12 注10の三巻の三二〇〜三二二頁。

13 修史局編『百官履歴 上』（日本史籍協会、昭和2年10月、一六七〜一七〇頁）

14 実愛の大納言依願退任を告げる「太政官日誌」〔橋本博編著「改

訂維新日誌 第三卷」名著刊行会、昭和41年6月」の明治四年七月十四日の記事でも「従二位」と明記される。

15 以上は、田中助一「萩藩における後北条氏」(山口県地方史学会『山口県地方史研究』三八号、昭和52年10月)に依る。

16 馬場六郎(紫溟)編『明治廿六年九月調査 神職教職々員録甲』(博公書院、明治26年9月、一四頁)。なお、明治三十二年四月二十二日付けで別格官幣社豊栄神社宮司を依頼願免職している(『官報』第四七三九号)。

17 注4の五、六頁。

18 山口県編『防長郷土資料文献解題 第2集』(山口県総務部文教課、昭和29年3月、三四頁、御園生翁甫執筆)

19 七章で引用する歌は、稿者の私解に依り適宜漢字・仮名を改訂して通読しやすい本文とした。

20 この辺りは旧稿の6、8番歌(解説)に詳述。

21 山口県教育会編『吉田松陰全集 七巻』(大和書房、昭和47年8月、二〇九頁)。亜墨奴はアメリカ、欧羅はヨーロッパ、礮は大砲の意。

22 久坂玄瑞『江月斎遺集 坤』(久坂道明、明治10年2月)。「内は詞書、以下同断。

23 小野美典(資料紹介・翻刻)(山口県文書館蔵)毛利広鎮『類題玉函集下』(『山口国文』三三三号、平成22年3月)

24 『春嶽遺稿 巻四』(私家版、明治34年10月)

25 天皇の御代を寿ぐという点で、かろうじて12・13番歌が勤王歌に近い。それでも、春嶽の「朝に日に」歌ほど直截的な詠みぶりではない。

13 君が代は長門の浦の真砂にて詠めども尽きぬためしなりけり
「祝の心を」

26 「棘」が公卿の比喩として用いられることに関しては旧稿を参照。

〈付記〉

本稿を成すにあたり、資料の閲覧・写真撮影・写真データの利用許諾に関して山口県立山口図書館に便宜を賜わった。また、露山堂内の茶室に掛けられた扁額の調査・写真撮影に関しては、山口市総務部管財課に便宜を賜わり、写真掲載の許諾については山口市より使用許可をいただいた。衷心より御礼申し上げます。

(おの・よしのり)